

消費者裁判手続特例法の施行に伴う  
政令（案）、内閣府令（案）、ガイド  
ライン（案）等に関する御説明資料

消費者庁

## 目 次

- 資料1 「消費者裁判手続特例法」の施行に向けたガイドライン等の検討状況について (P. 1)
- 資料2 特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン (案)【概要】 (P. 2)
- 資料3 施行令、施行規則等の概要について (P. 3)

### <特例法施行令案・施行規則案関係>

- 資料4 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令案
  - ・概要 (P. 5)
- 資料5 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則案
  - ・資料5-1 概要 (P. 6)
  - ・資料5-2 案文 (P. 10)

### <他の内閣府令の改正案関係>

- 資料6 消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令案
  - ・資料6-1 概要 (P. 22)
  - ・資料6-2 案文 (P. 24)
  - ・資料6-3 新旧対照条文 (P. 27)
- 資料7 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案
  - ・資料7-1 概要 (P. 30)
  - ・資料7-2 案文 (P. 31)
  - ・資料7-3 新旧対照条文 (P. 32)

### <ガイドライン関係>

- 資料8 特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン案 (P. 33)
- 資料9 適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案
  - ・資料9-1 概要 (P. 74)
  - ・資料9-2 新旧対照表 (P. 75)
- 資料10 消費者裁判手続特例法第27条の規定に基づく相手方による公表に関する留意事項について (案) (P. 79)

# 「消費者裁判手続特例法」の施行に向けた ガイドライン等の検討状況について

## 平成 25 年 12 月 11 日 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の公布

附則第 3 条 政府は、この法律の趣旨にのっとり、特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について、事業者、消費者その他の関係者の意見を踏まえて、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会の開催

平成 26 年 5 月から平成 27 年 3 月まで（計 13 回実施）

〔座長：升田 純氏（中央大学大学院法務研究科教授・弁護士）  
学識経験者、消費者団体関係者、経済団体関係者、弁護士、会計専門家で構成〕  
事業者団体に対するヒアリングを実施

平成 27 年 4 月 1 日 検討会報告書を公表

以下についてパブリックコメント手続を実施（6 月 10 日～7 月 10 日）

〔政令・内閣府令〕

### ・政令案

（特定適格消費者団体（以下「団体」という。）の認定の際の欠格事由、消費者庁長官に委任されない権限など）

### ・内閣府令案

（団体による消費者への説明方法・内容や、団体の業務規程の記載事項など）

〔ガイドライン〕

### ・特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン案

そのほか、消費者契約法施行規則の改正等

公表・公布

平成 28 年 12 月 10 日までに施行

# 特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（案）【概要】

1 特定適格消費者団体の認定	2 被害回復関係業務等								
<p>(1) 活動実績等 差止請求関係業務を相当期間（2年以上）継続して適正に行っていることが必要</p> <p>(2) 体制 ・被害回復関係業務に関連して、必要な人員・物品が確保されていること ・第三者に業務委託する場合は費用等を公表</p> <p>(3) 経理的基礎 被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることが必要 ・既に債務超過に陥っている場合や、これが確実に予見される場合は、要件を満たさない。</p> <p>(4) 報酬・費用の基準 ア 報酬・費用の基準の作成 特定適格消費者団体は、業務規程において、イ及びウに従った報酬・費用の基準を作成</p> <p>イ 手続参加のための費用負担 ・債権届出までに要した費用は、消費者の納得が得られるよう、適切な範囲で、授權をした消費者全員で負担 （特定適格消費者団体は、業務の効率化により、費用の低減に努める。） ・特定適格消費者団体は、業務に際し、授權に際し、消費者に以下を説明</p> <table border="1" data-bbox="981 1153 1157 2161"><tr><td>債権届出までに要する費用の見込み</td><td>回収できざる金額の見込み</td></tr><tr><td>授權を受ける人数の見込み</td><td>回収があった場合の報酬の額等</td></tr><tr><td>個々の消費者に負担を求めるとも手続参加のための費用の金額</td><td>回収額がゼロとなっても手続参加のための費用は返還されないもの、追加負担は生じないこと</td></tr></table> <p>ウ 債権届出より後の報酬・費用の負担 ・常に回収額の50%超は消費者の取戻分とするともに、 ・回収額が多額になる、又は手続に参加する消費者が多くなるに従って、消費者の取戻分を増加させることが必要 （消費者は回収額の50%未満の適切な範囲内で報酬・費用を負担）</p> <p>(5) 業務規程の記載事項 ・授權をした者の意思を確認するための措置 ・金銭その他の財産の管理 などに関する事項について記載</p>	債権届出までに要する費用の見込み	回収できざる金額の見込み	授權を受ける人数の見込み	回収があった場合の報酬の額等	個々の消費者に負担を求めるとも手続参加のための費用の金額	回収額がゼロとなっても手続参加のための費用は返還されないもの、追加負担は生じないこと	<p>(1) 簡易確定手続申立団体の説明義務 簡易確定手続申立団体は、授權をしようとする消費者に対し、<b>分かりやすい説明</b>が必要 （説明方法） ・消費者との個別の面談、電話、説明会の開催による方法 ・ウェブサイトの閲覧による方法も認めるが、消費者からの問合せ体制が整備されていることが必要</p> <p>(2) 特定適格消費者団体の責務 「不当な目的のみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施」する場合の具体的内容 ア <b>消費者の利益の擁護を図る目的がない場合</b> （自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は相手方に損害を加える目的で共通義務確認の訴えを提起する場合など）</p> <table border="1" data-bbox="710 100 885 1086"><tr><td>&lt;事例&gt; ・特定の事業者の評判や社会的信用を低下させる目的など、嫌がらせのために、訴えを提起する場合 ・合理的な理由なく特定のグループに属する一部の対象消費者だけを利する目的をもって和解をする場合</td></tr></table> <p>イ 当該共通義務確認の訴えが、 ・却下又は棄却されることが明らかなきときであり、かつ、 ・特定適格消費者団体がこれを知りながら、<b>特段の根拠なくあえて訴えを提起する場合</b></p> <table border="1" data-bbox="1029 100 1189 1086"><tr><td>&lt;事例&gt; 事業者がリコールを講じたことにより、消費者の財産的被害が実際に回復され、財産的被害がなお残存している消費者が相当多数存在しなくなることが明らかであるにもかかわらず、特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起する場合</td></tr></table> <p>(3) 監督 ・被害回復関係業務に係る書類の備置き・閲覧 ・不利益処分等について、報告徴求・立入検査、適合命令、改善命令、特定認定の取消しを選択 ・不利益処分等について<b>ウェブサイト</b>で公表 ・<b>報酬・費用が不当なものでないかについて</b>精査（不適切な場合は、改善命令も）</p>	<事例> ・特定の事業者の評判や社会的信用を低下させる目的など、嫌がらせのために、訴えを提起する場合 ・合理的な理由なく特定のグループに属する一部の対象消費者だけを利する目的をもって和解をする場合	<事例> 事業者がリコールを講じたことにより、消費者の財産的被害が実際に回復され、財産的被害がなお残存している消費者が相当多数存在しなくなることが明らかであるにもかかわらず、特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起する場合
債権届出までに要する費用の見込み	回収できざる金額の見込み								
授權を受ける人数の見込み	回収があった場合の報酬の額等								
個々の消費者に負担を求めるとも手続参加のための費用の金額	回収額がゼロとなっても手続参加のための費用は返還されないもの、追加負担は生じないこと								
<事例> ・特定の事業者の評判や社会的信用を低下させる目的など、嫌がらせのために、訴えを提起する場合 ・合理的な理由なく特定のグループに属する一部の対象消費者だけを利する目的をもって和解をする場合									
<事例> 事業者がリコールを講じたことにより、消費者の財産的被害が実際に回復され、財産的被害がなお残存している消費者が相当多数存在しなくなることが明らかであるにもかかわらず、特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起する場合									

## 施行令、施行規則等の概要について

### 1. 消費者裁判手続特例法施行令案の概要

- ① 特定適格消費者団体の特定認定の欠格事由に係る「消費者の利益の擁護に関する法律」として、弁護士法などの法律を規定
- ② 内閣総理大臣の権限のうち消費者庁長官に委任しない権限として、特定適格消費者団体の認定、当該認定の有効期間の更新などを規定

### 2. 消費者裁判手続特例法施行規則案の概要

#### ○訴訟手続関係

#### (1) 簡易確定手続開始決定がされたときの簡易確定手続申立団体による通知の内容

- ・簡易確定手続申立団体の連絡先・消費者からの問合せに対応する時間帯
- ・簡易確定手続授権契約の締結を拒絶し、又は当該契約を解除する理由 など

#### (2) 授権をしようとする消費者に対する特定適格消費者団体による説明

##### 〔説明の方法〕

- ① 消費者との個別の面談、電話、説明会の開催による方法を原則
- ② ウェブサイトの閲覧による方法も認めるが、消費者からの問合せ体制が整備されていることが必要

##### 〔説明の内容〕

- (1)の通知の内容に加えて、
- ・授権により特定適格消費者団体が行う業務の範囲
  - ・個人情報取扱いに関する事項
  - ・授権契約終了時の精算に関する事項 など

#### ○団体関係

#### (3) 特定適格消費者団体の業務規程の記載事項

被害回復関係業務の適正な運営を確保するため、

- ・被害回復関係業務の実施の方法
  - ア 被害回復裁判手続に関する業務等の実施の方法
  - イ 授権契約の内容
  - ウ 授権した者の意思確認の措置
  - エ 業務の公正な実施の確保に関する措置 など
- ・団体相互の連携協力
- ・被害回復関係業務に係る組織・運営その他の体制（役員の選任など）
- ・情報の管理・秘密の保持の方法
- ・被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法に関する事項などの記載を義務付け

#### (4) 特定適格消費者団体の特定認定に係る公告・公示等の方法

一般国民への周知の観点から、

- ・ 特定認定の申請があったときはインターネット等を利用して公告
- ・ 特定認定をしたときは、官報に掲載
- ・ 特定適格消費者団体に対し、その名称等の見やすい場所への掲示と規定

#### (5) 他の特定適格消費者団体への通知

団体相互間の連携協力・相互監視の観点から、通知方法等を

- ・ 簡易確定手続開始決定までの手続に係る一定の行為をした場合には、
- ・ 書面（所定の要件を満たすときは電磁的方法も認める）によると規定

### **3. 消費者契約法施行規則改正案の概要**

#### (1) 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行う場合における業務・経理に関する

##### 帳簿書類

- ・ 被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したもの
- ・ 被害回復関係業務の一部を委託した場合には、事案ごとに次に掲げる事項を記録したもの
  - ア 委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由
  - イ 委託した業務の内容
  - ウ 委託に要した費用を支払った場合には、その額などを規定

#### (2) 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行う場合における経理に関する書面の記載事項

##### の記載事項

- ・ 全ての収入について、その総額及び会費等、被害回復関係業務による事業収入（その種類及び当該種類ごとの金額も）、被害回復関係業務以外の業務による事業収入、借入金、その他の収入別の金額
  - ・ 全ての支出について、その総額及び被害回復関係業務に関する支出、その他の業務による支出別の金額
- に関する事項などを規定

※これらの施行令及び施行規則は、消費者裁判手続特例法の施行の日と同時に施行（消費者裁判手続特例法は、平成 28 年 12 月 10 日までに施行）